

鳥取県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人南家医院	境港市渡町1480	平成24年3月31日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1400	〃